

令和6年(2024年)12月 日
宝塚市 子ども未来部 子ども政策課

宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン(案)への意見募集について

1 宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プランとは

宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プランは、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とする宝塚市の子ども施策の総合的な計画です。

2 策定の経過

宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン(案)の策定にあたり、令和5年(2023年)11月に宝塚市子ども審議会(以下、「子ども審議会」)に計画策定に関する諮問を行いました。合計21人の委員で構成する子ども審議会において計6回、子ども審議会委員のうち9人の委員で構成する子ども審議会小委員会において計4回の審議が行われました。審議会の開催経過及び委員名簿は、宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン(案)本編の資料編に掲載しています。

3 計画のポイント

(1) 趣旨・目的・背景

宝塚市では、子ども施策の総合的な計画として、平成27年度(2015年度)から令和6年度(2024年度)までを計画期間とする「第2次宝塚市次世代育成支援行動計画 たからっ子『育み』プラン」を策定し、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5か年を後期計画期間と位置づけ、様々な子ども施策を推進してきました。

令和5年(2023年)4月1日には、こども基本法が施行され、社会全体としてこども施策を総合的に推進していくこととされました。

こうした中、本市の子ども・若者や子育て支援において依然として残る諸課題や国の制度改革等に対応し、引き続き、子ども施策の総合的な推進を図っていくため、宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プランを策定するものです。

宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プランは、こども基本法に基づく「市町村こども計画」及び宝塚市子ども条例に基づく「行動計画」として策定するものであり、各法令等に基づく5つの計画(「次世代育成支援行動計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・若者計画」、「成育医療等に関する計画」)も包含しています。また、宝塚市の最上位計画である第6次宝塚市総合計画における【児童福祉・青少年育成】の施策分野の「関連する主な分野別計画(分野別マスタープラン)」として位置づけられています。

(2) 考え方・論点

令和5年4月1日にこども基本法が施行され、市町村は、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされました。そのため、宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、作成しています。

計画におけるめざすまちの姿は、「子どもの生きる力が育つまち」です。これは宝塚市の最上位計画である第6次宝塚市総合計画の【児童福祉・青少年育成】の施策分野におけるめざすまちの姿を踏襲したものです。

めざすまちの姿の下に、6つの「施策」、さらにその下に「施策の方向性」を位置づけた施策体系のもと主な取組等を明記しています。

また、子ども施策を推進する上での共通の視点として、「こどもまんなか社会の実現」と「時代にふさわしい行財政経営の推進」を盛り込んでいます。

4 意見募集の目的

宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）概要版
- ④ 宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）本編

5 宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）の公表方法について

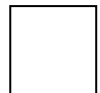
宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

- (1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

子ども未来部 子ども政策課のページで公表しています。

※ 右の二次元コードからアクセスいただくか、市ホームページのトップページから以下2つの方法で検索いただけます。

- ・サイト内検索に「宝塚市こども計画 たからっ子「育み」プラン（案）」と入力
- ・ページ番号検索に「★★★」と入力



- (2) 市の窓口

市役所子ども政策課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び×××××で公表しています。

6 意見の募集期間

令和6年（2024年）12月27日（金）から令和7年（2025年）1月30日（木）まで

7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所子ども政策課への提出・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。

※ 郵送の場合は、令和7年（2025年）1月30日（木）必着とします。

※ 電話などによる口頭での意見提出はできません。（正確な聴き取りができず、ご意見を取り違える可能性があるため）

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665（住所記載不要）宝塚市役所 子ども未来部 子ども政策課

電話番号 0797-77-2419（直通）

ファクシミリ 0797-77-2800

電子メールアドレス m-takarazuka005l@city.takarazuka.lg.jp

※ 子ども政策課は、宝塚市東洋町1番1号宝塚市役所本庁舎3階です。

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所子ども政策課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び×××××で配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。